

質問

60代の男性です。肺がんと診断され、手術は難しいので抗がん剤治療しかないと説明を受けました。ただ、高額な抗がん剤を使うため、治療費がどれくらいかかるのか不安です。年金生活者なので、できるだけ負担を減らしたいのですが、良い方法はありませんか。

高額療養費制度



有馬 信夫
県立中央病院
社会福祉士

回答

診療後や
退院時に病

院へ支払う治療費は、基本的に患者が3割を負担する仕組みです。しかし、重い病気やけがなどで手術をしたり、高価な薬を使つたりすると、3割負担でも医療機関や薬局に支払う金額が膨らんでしまいます。

こうした患者の経済的負担を軽減するために設けられたのが「高額療養費制度」です。この制度を利用すると、月ごとに（月の初めから末日まで）に支払う治療費が、自己負担限度額までとなり、超えた分は払い戻されます（医療保険が使えない差額ベッド代や食事療養費などは対象外）。

自己負担限度額は、70歳未満か70歳以上（後期高齢者）で異なり、さ



以降の自己負担限度額がさらに軽減される「多数該当」という扱いになります。

70歳未満の場合は、受診した医療機関ごとに「外来医科」「外来歯科」「入院医科」「入院歯科」を別々に計算し、

約370万円で月額治療費が100万円だった場合の負担額は、約8万7千円となります。（表参照）過去1年間に高額療養費制度の支給を3回以上受けた場合は、4回目

に所得に応じて定められています。例えば、年収約370万円だった場合が限度額以上の場合、超えた分の払い戻しを受け

ることができます。ただし、一時的とはいっても、家計の負担になることがあります。そんなときは、窓口での支払いを

窓口での支払いは、入院か外来かを問わず、自動的に限度額までとなります。（低所得者に該当する場合は、事前に限度額適用・標準負担減額認定証の提示が必要です）。質問者が心配するように高額です。しかし、高額療養費制度を利用すれば、患者の経済的負担はかなり軽減されます。ただし、ほとんどの場合、申請が必要になるので忘れないように注意してください。制度を活用しそつかり治療に専念してください。

がんに関する質問は
徳島がん対策センター
<電088(634)6442>
(平日午前8時半から午後5時まで)へ。

自己負担限度額 (月額治療費が100万円の場合)		
	年収	70歳未満 70歳以上
入院	1160万~	25万4000
	770万~1160万	17万2000
	370万~770万	8万7000
	~370万未満	5万8000
	住民税非課税	3万5000
	370万~ ~370万未満 住民税非課税	1万5000~ 2万5000 4万4000 1万2000 8000
外来	入院と同額	

※単位は円、数字は概数

（第4土曜掲載）

事前申請で立て替え不要